

武蔵野市福祉タクシー利用券をご利用の皆様へ

＊利用方法＊

◆福祉タクシー利用券（以下、タクシー券）は、認定を受けたご本人が乗車の際使用できます。

乗車運賃のかわりに運転手さんに渡してください。

なお、手帳を運転手さんに提示することによって運賃が1割引になる制度もあります（裏面参照）。

◆1回の乗車につき、タクシー券は必要な枚数を利用できますが、事前切り取り無効になっていますので降車時に切り取って使用してください。

◆申請月によって発行枚数（額）が異なります。

申請月	400円券		100円券		発行額	申請月	400円券		100円券		発行額
	枚数	金額	枚数	金額			枚数	金額	枚数	金額	
9月	72	28,800	48	4,800	33,600	3月	36	14,400	24	2,400	16,800
10月	66	26,400	44	4,400	30,800	4月	30	12,000	20	2,000	14,000
11月	60	24,000	40	4,000	28,000	5月	24	9,600	16	1,600	11,200
12月	54	21,600	36	3,600	25,200	6月	18	7,200	12	1,200	8,400
1月	48	19,200	32	3,200	22,400	7月	12	4,800	8	800	5,600
2月	42	16,800	28	2,800	19,600	8月	6	2,400	4	400	2,800

◆偽りその他不正な手段により助成を受けたときは、助成費を返還していただく場合もあります。

＊ご注意＊

◆この券を利用できるタクシー会社は、別添の「協定タクシー事業者一覧」となりますので、ご利用の際はよくお確かめください。

◆この券の有効期間は、令和6年9月1日から令和7年8月31日までです。

◆この券を利用できるのは認定を受けた方のみです。タクシー券を転売したり、他人に譲渡することは禁止されています。厳守願います。

◆紛失の場合は再交付できませんので、保管にはくれぐれもご注意ください。また、交付枚数をすべて使いきった場合の追加交付ありません。

◆次期（令和7年9月～令和8年8月）も継続更新を希望される場合の申請手続きは不要です。

自動車ガソリン費助成へ助成内容を変更する場合には、更新前の令和7年8月31日までに変更の手続きが必要です（有効期間途中のガソリン費助成への変更は原則できませんが、同期間のタクシー券を未使用ですべて返却できる場合に限り、変更申請月分から変更することは可能です）。

＊ガソリン費助成については、精神障害者保健福祉手帳の方は対象外です。

◇タクシーにはこんな制度もあります！

＊障害者割引制度＊

乗車時に手帳を提示することにより運賃が10%割引になります。

■ 対 象…身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

＊精神障害者保健福祉手帳の場合、割引が適用されないタクシー会社もあります。

■ 利用方法…運転手さんに障害者手帳の写真が貼付された面（箇所）を提示してください。

■ 割 引 額…運賃額の10%で、10円未満の端数を切り上げた額

◇武蔵野市福祉タクシー利用券との併用について

障害者割引制度を受けた場合でも、協定タクシー事業者一覧に記載されているタクシー会社であれば同時にタクシー券を利用できます。

（例）

（1） 乗車運賃が1,450円の場合

$1,450円 \times 10\% = 145円$

（10円未満切り上げて150円割引。1,450円－150円＝1,300円）

400円券…3枚 100円券…1枚のタクシー券を利用

＊負担はありません。

（2） 乗車運賃が570円の場合

$570円 \times 10\% = 57円$ （10円未満切り上げて60円割引。570円－60円＝510円）

400円券…1枚 100円券…1枚 現金…10円または100円券…2枚のタクシー券を利用

＊おつりは出ません。

★タクシー会社や乗車場所により初乗り運賃が異なりますので、乗車する際にはよく確認してからご利用ください。

《お問い合わせ先》

武蔵野市健康福祉部障害者福祉課

〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28

TEL:0422-60-1904(直通)

FAX:0422-51-9239

【受付時間】午前8:30～午後5:00